

令和3年4月12日

保育所等を利用されている保護者様 各位  
(市内の認可保育所、認定こども園、地域型保育事業所)

宜野湾市長 松川 正則  
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症にかかる沖縄県の「まん延防止等重点措置」の適用に伴う保育所等の対応について

保護者の皆さまには、日頃より新型コロナウイルスの感染拡大防止にご協力をいただき心より感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルス新規陽性者数の急増にともない、政府において「まん延防止等重点措置」の適用対象として本県が指定され、期間は4月12日(月曜日)～5月5日(水曜日)までと定められました。

保育所等においては、これまでどおり感染防止対策を徹底し、通常通り運営を行ってまいります。保護者の皆様におかれましても、引き続きご家庭でのお子さまの体調管理と感染予防の徹底に努めていただきますようお願いいたします。

新型コロナウイルス感染者の発生による臨時休園や濃厚接触者の指定などの場合をのぞき、保育所等をお休みした場合の保育料の日割り(減免)の実施はございませんので、ご了承ください。登園にあたっては、下記についてご協力をお願いします。

#### 記

1. お子さまやご家族に発熱や風邪症状など新型コロナウイルス感染症の感染がうたがわれる場合は登園を控えるようお願いします。なお、発熱の判断をする際は個人差があることに留意してください。
2. お子さまやお子さまと同居しているご家族がPCR検査を受ける予定がある場合には、速やかにご利用の保育所等に連絡をお願いします。陰性・陽性のいずれの場合にも、速やかに結果のご連絡をお願いします。
3. ご家族がPCR検査を受けて結果が出るまでのあいだは、お子さま自身に体調不良がない場合であっても、感染拡大防止の観点から家庭保育の協力をお願いします。
4. 同居のご家族の感染が確定した場合には、お子様自身が濃厚接触者として指定されたか否かにかかわらず、感染症罹患者と接触してから14日間程度の登園自粛のご協力をお願いします。
5. 送迎時の保護者様のマスク着用、検温、アルコール消毒など、施設が実施する感染防止対策へのご協力をお願いします。
6. 可能な範囲で早めにお迎えに来ていただくとともに、土曜日をはじめ、保護者のいずれかの仕事がお休みなど、家庭で保育ができる場合にはご協力いただきますようお願いいたします。

お問い合わせ先

宜野湾市役所子育て支援課 保育児童係 電話 098-893-4411 内線 3311、3312